

国土交通省九州地方整備局は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、「国道 208 号榎津電線共同溝 PFI 事業」の民間事業者を選定したので、同法第 11 条の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

令和 3 年 3 月 31 日

国土交通省九州地方整備局長 村山 一弥

国道 208 号榎津電線共同溝 PFI 事業

民間事業者選定結果

令和 3 年 3 月

国土交通省九州地方整備局

目 次

1. 事業概要	1
(1) 事業名	1
(2) 対象施設	1
(3) 事業場所	1
(4) 事業方式及び事業内容	1
(5) 事業期間	1
(6) 事業の実施	1
2. 経緯	1
3. 事業者選定方法	2
(1) 事業者選定方法の概要	2
(2) 事業者選定方法の体制	2
(3) 有識者委員会	2
4. 第一次審査	2
(1) 第一次審査の概要	2
(2) 応募状況	3
(3) 競争参加資格確認グループ	3
5. 第二次審査	3
(1) 第二次審査の概要	3
(2) 事業提案審査	4
(3) 内容点	4
(4) 開札及び価格点	4
(5) 総合評価	5
(6) VFM 評価	5
6. 審査講評	6
(1) 総評	6
(2) 個別講評	7

1. 事業概要

(1) 事業名

国道208号榎津電線共同溝PFI事業

(2) 対象施設

- ・電線共同溝（道路法第2条第2項の7に定める電線共同溝（道路の附属物））
- ・道路（車道、歩道等）
- ・道路附属物等（道路照明、防護柵等）

(3) 事業場所

- ・所在地：福岡県大川市大字津～福岡県大川市大字榎津
- ・事業対象：一般国道208号
- ・延長：約1.6km（道路延長：約0.8km）

(4) 事業方式及び事業内容

ア 事業方式

BTO方式（サービス購入型）

イ 事業内容

電線共同溝の調査・設計、工事、工事監理及び維持管理

(5) 事業期間

事業契約締結の日から令和32年3月31日まで（約30年間）

(6) 事業の実施

落札グループの代表企業が、九州地方整備局と事業契約を締結して事業を実施する。

2. 経緯

民間事業者（以下「事業者」という。）選定までの主な経緯は次のとおりである。

実施方針の策定・公表	： 令和2年10月6日
特定事業の選定	： 令和2年11月18日
入札公告	： 令和2年11月20日
第一次審査資料の申請期限	： 令和2年12月18日
競争参加資格確認結果の通知	： 令和3年1月6日
第二次審査資料の提出期限	： 令和3年1月29日
開札	： 令和3年3月3日
落札者の決定	： 令和3年3月3日

3. 事業者選定方法

(1) 事業者選定方法の概要

事業者には、PFIや施設的设计、工事、維持管理の専門的な知識やノウハウが求められる。そのため、事業者の選定にあたっては、事業提案及び入札価格の総合的な評価結果に基づいて決定する総合評価落札方式を採用した。

また、審査は第二次審査に進むための競争参加希望者の資格、実績等の有無を判断する「第一次審査」と、総合評価により落札者を決定する「第二次審査」の二段階に分けて実施した。

(2) 事業者選定方法の体制

九州地方整備局が総合評価落札方式を実施するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするために、「国道208号榎津電線共同溝PFI事業有識者委員会」（以下「有識者委員会」という。）を設置した。

(3) 有識者委員会

ア 審議事項

有識者委員会は、本事業の総合評価に関するもののうち、事業者選定基準、入札参加者が策定した事業計画の提案内容の審査及び評価（第二次審査）等について審議を行った。

イ 構成

有識者委員会の構成は以下のとおりである。

有識者委員会 委員

園田 佳巨	九州大学大学院工学研究院社会基盤部門 教授
原田 光	監査法人北三会計社 公認会計士
松田 泰治	九州大学大学院工学研究院社会基盤部門 教授
森山 大輔	森山法律事務所 弁護士

(五十音順・敬称略)

ウ 有識者委員会の開催経緯

有識者委員会の開催経緯は次のとおりである。

第1回有識者委員会 令和2年9月23日、9月24日

第2回有識者委員会 令和2年11月6日、11月10日

第3回有識者委員会 令和3年2月19日

4. 第一次審査

(1) 第一次審査の概要

第二次審査のための提案等を行う応募者として適正な資格と必要な能力があると認められるに値する実績を有するかを審査するものである。

第一次審査は、応募者が入札説明書等に示す資格要件及び実績等の要件を満たしているか否かの審査を行う。

(2) 応募状況

令和2年12月18日までに2グループの応募があり、全グループについて競争参加資格があることが確認され、令和3年1月6日に通知した。参加資格が確認されたグループは(3)のとおりである。

(3) 競争参加資格確認グループ

ア： エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社グループ

代表企業：エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社

構成企業：西部電気工業株式会社、株式会社オリエンタルコンサルタンツ

イ： 株式会社九電工グループ

代表企業：株式会社九電工

構成企業：株式会社ニュージェック九州支店

5. 第二次審査

(1) 第二次審査の概要

総合評価落札方式により落札者を決定するため、入札参加者の提案内容等を審査するものである。

第二次審査の手順は、以下のとおりである。

ア 事業提案審査

第二次審査提出書類の各様式に記載された内容（以下「事業提案」という。）を審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点対象としない。

(ア) 要求水準審査

事業提案の内容が要求水準を充足しているか否かの審査を行う。事業提案が明らかに要求水準を充足しない場合は失格とし、それ以外の事業提案は合格とする。

なお、要求水準とは「国道208号榎津電線共同溝PFI事業に関する要求水準書」（入札説明書添付2）及び「事業者が付す保険等」（入札説明書添付4）（以下、下線部を「要求水準書等」という。）に定める要求水準をいう。

(イ) 事業提案審査

事業提案のうち内容点項目について、その提案が優れていると認められるものは、その程度に応じて内容点を付与する。内容点は全体で700点満点である。

なお、各内容点項目及び評価基準等の詳細については、「事業者選定基準」（入札説明書添付7）による。

イ 開札

入札価格が予定価格の範囲内か否かを確認する。

全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。

ウ 総合評価

予定価格の範囲内の入札価格を提示した応募者それぞれについて、アの事業提案審査による提案の得点及びイの入札価格をもとに総合評価を実施し、落札者を決定する。なお、

同点の場合には、くじにより落札者を決定する。

(2) 事業提案審査

ア 要求水準審査

事業提案の内容が要求水準を充足しているか否かの審査を行った結果、応募2グループ全てを適格者と判断した。

イ 事業提案審査

有識者委員会は、委員の意見を踏まえて協議の上、とりまとめ、審査結果案を作成した。

ウ 第二次審査ヒアリング

事業提案審査過程において、入札参加者に対して提案内容を確認するため有識者委員会によりヒアリングを実施した。

(3) 内容点

各グループの内容点は、以下のとおりである。

内容点項目	配点	個別評価	
		エヌ・ティ・ティ・インフラネットグループ	九電工グループ
I 実施方針及び実施体制	60	35.00	25.00
II 資金調達及び収支計画	60	45.00	35.00
III 施設整備計画	370	370.00	346.25
IV 維持管理計画	40	40.00	30.00
V 調整業務	170	157.50	170.00
合計	700	647.50	606.25

(4) 開札及び価格点

令和3年3月3日に開札を行い、入札価格と予定価格を比較した結果、全グループの入札価格が予定価格内であることを確認した。

価格点は、以下に示す方法に基づき付与した。

$$\text{価格点} = 300 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{当該入札価格})$$

	個別評価	
	エヌ・ティ・ティ・インフラネットグループ	九電工グループ
入札価格 (億円)	15.210861	13.48617067
入札価格 ≤ 予定価格	○	○
価格点	265.98	300.00

(5) 総合評価

内容点及び価格点の結果から下表のとおりエヌ・ティ・ティ・インフラネットグループを落札者として決定した。

入札参加者	内容点 (X)	価格点 (Y)	入札価格 ≤ 予定価格	総合評価値 (X+Y)	総合順位
エヌ・ティ・ティ・ インフラネット株式 会社グループ	647.50	265.98	○	913.48	1
株式会社九電工グル ープ	606.25	300.00	○	906.25	2

(6) VFM 評価

落札者の提案内容に基づき VFM の評価を行った結果、約 17.9% の VFM があることが確認された。

項目	値
①PSC (現在価値ベース)	1,267 百万円
②PFI-LCC (現在価値ベース)	1,040 百万円
③VFM (実額)	227 百万円
④VFM (割合)	17.9%

6. 審査講評

(1) 総評

本事業は、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

このような要求に対して、2 グループの提案は、いずれも基本的な要件を満足しているとともに、それぞれのノウハウや新技術を活かした優れた提案がされた。

限られた時間の中で、熟度の高い提案をまとめた2 グループの提案力を高く評価するとともに、その熱意に多大なる敬意を払うところである。

各グループの提案に関する講評は、次のとおりである。

ア：エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社グループ

本事業のための SPC を設立せず、代表企業の自己資金により事業を行う提案であり、事業継続に向けた委員会を設置するとともに、本事業個別に財務・資金を管理することや不測の事態における確実な資金手当て、リスク分担・対応の詳細な分析により事業の安定性を確保する提案であった。本事業に対する社会的要請をより深く掘り下げた目標が掲げられており、施設整備計画では、施工段階での手戻りの防止、工期短縮、工事中の安全性確保・品質確保、コスト縮減、生活環境への配慮、占用業者等のメンテナンス作業の容易性など多くの項目で新技術・新材料の活用やグループの技術力・ノウハウを活かした提案であった。また、維持管理計画は、施設の経年劣化の最小化・施設性能の維持に資する提案であり、調整業務は、円滑に事業を進めるための関係機関等への調整方法が工夫された提案であった。

イ：株式会社九電工グループ

本事業のための SPC を設立せず、代表企業の自己資金により事業を行う提案であり、代表企業の総括代理人が連絡窓口を一本化するとともに、金利上昇リスクの排除や不測の事態にも対応した資金調達により事業の安定性を確保する提案であった。施設整備計画では、施工段階での手戻りの防止、工期短縮、工事中の安全性確保、コスト縮減などで新技術・新材料の活用やグループの技術力・ノウハウを活かした提案であった。また、維持管理計画では、施設の経年劣化の最小化・施設性能の維持に資する提案であった。

(2) 個別講評

ア：エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社グループ

I 実施方針及び実施体制	<p>1-1 構成企業と地元企業の協業、多様な事態を想定した各委員会の設置等、事業を実施する上での目標及び重視する点について特に秀でて優れている。</p> <p>1-2 リスクへの事前・事後対応方針や複層的なモニタリング体制の構築、要求水準を超える保険の付保等、各企業の専門性や実績等に応じたリスク分担について秀でて優れている。</p>
II 資金調達及び収支計画	<p>2-1 確実な資金調達の方策、構成企業等の支払い条件等、資金調達・償還計画・収支計画について秀でて優れている。</p> <p>2-2 金利支払いや金利変動リスクの対応策、不測の事態の資金調達の方策等、事業を安定的に継続するための資金の確保、資金不足時の対応について秀でて優れている。</p> <p>2-3 独立した会計管理の方策、財務モニタリングの協力の方策等、事業安定性確保のための財務上のモニタリング方策について秀でて優れている。</p>
III 施設整備計画	<p>3-1 複数の手法による埋設物の把握、不明線の確認方法、具体的な手戻り最小化策等、施工段階の手戻りを最小化する調査・設計の提案について特に秀でて優れている。</p> <p>3-2 施工時の規制軽減及び施工性の向上、工期短縮に資する工事体制の構築等、各種工事等の工程を最適化する提案について特に秀でて優れている。</p> <p>3-3 複数の安全対策の組み合わせ、複数の品質確保対策の組み合わせ等、工事における品質確保及び安全性確保及び周辺交通への影響抑制についての方策について特に秀でて優れている。</p> <p>3-4 コスト減少策、切断事故防止策等、その他の有益な工夫について特に秀でて優れている。</p> <p>3-5 複数の環境対策の組み合わせによる周辺居住者等への影響抑制、複数の対策による建設副産物の抑制、施工時間の短縮等、施工にあたっての生活環境への配慮について特に秀でて優れている。</p> <p>3-6 作業の制約解消による入線作業の負担軽減策、複数の対策による入線作業の負担軽減策等、占用業者等への配慮について特に秀でて優れている。</p>
IV 維持管理計画	<p>4-1 点検体制や結果の管理方法、災害時対応策等、維持管理対象施設の経年劣化の最小化、施設性能の維持を目的とした点検及び補修についての方策について特に秀でて優れている。</p>
V 調整業務	<p>5-1 関係者に対する情報公開・共有の方策、調整業務の継続的な体制構築等、関係者との早期の合意形成を行う円滑な事業推進方策について特に秀でて優れている。</p> <p>5-2 事業周知・理解浸透の方策、感染症の感染防止対策等、適切な関係者間との協議・調整方法について特に秀でて優れている。</p> <p>5-3 道路管理者や警察からの情報収集、早期入線抜柱に向けた調整等、工事期間における規制箇所等及び維持管理対象施設の点検・補修、抜柱・入線等についての協議・調整について秀でて優れている。</p>

イ：株式会社九電工グループ

<p>I 実施方針及び実施体制</p>	<p>1-1 PFI事業や電線共同溝施工の実績のある企業の協働、地域への精通度を活かした効果的な体制構築等、事業を実施する上での目標及び重視する点について秀でて優れている。</p> <p>1-2 複層的なモニタリング体制の構築、要求水準を超える保険の付保等、各企業の専門性や実績等に応じたリスク分担について優れている。</p>
<p>II 資金調達及び収支計画</p>	<p>2-1 確実な資金調達の方策、構成企業等の支払い条件等、資金調達・償還計画・収支計画について秀でて優れている。</p> <p>2-2 金利支払いや金利変動リスクの対応策、不測の事態の資金調達の方策等、事業を安定的に継続するための資金の確保、資金不足時の対応について秀でて優れている。</p> <p>2-3 独立した会計管理の方策、財務モニタリングの協力の方策等、わずかに優れている。</p>
<p>III 施設整備計画</p>	<p>3-1 複数の手法による埋設物の把握、不明線の確認方法、具体的な手戻り最小化策等、施工段階の手戻りを最小化する調査・設計の提案について特に秀でて優れている。</p> <p>3-2 土工・仮設工に係る各工期短縮の方策、工期短縮に資する工事体制の構築等、各種工事等の工程を最適化する提案について特に秀でて優れている。</p> <p>3-3 複数の安全対策の組み合わせ、ケーブル入線時の品質確保の方策等、工事における品質確保及び安全性確保及び周辺交通への影響抑制についての方策について特に秀でて優れている。</p> <p>3-4 コスト減少策、断面縮小策等、その他の有益な工夫について特に秀でて優れている。</p> <p>3-5 複数の対策の組み合わせによる周辺居住者等への影響抑制、複数の対策による建設副産物の抑制等、施工にあたっての生活環境への配慮について秀でて優れている。</p> <p>3-6 管末位置の把握の対応、作業の制約解消による入線作業の負担軽減策等、占用業者等への配慮について秀でて優れている。</p>
<p>IV 維持管理計画</p>	<p>4-1 点検頻度、災害時対応策等、維持管理対象施設の経年劣化の最小化、施設性能の維持を目的とした点検及び補修についての方策について秀でて優れている。</p>
<p>V 調整業務</p>	<p>5-1 関係機関等との調整の方策、調整業務の継続的な情報共有等、関係者との早期の合意形成を行う円滑な事業推進方策について特に秀でて優れている。</p> <p>5-2 事業周知や合意形成の方策、感染症の感染防止対策等、適切な関係者間との協議・調整方法について特に秀でて優れている。</p> <p>5-3 道路管理者や警察との協議方策、早期入線抜柱に向けた調整等、工事期間における規制箇所等調整及び維持管理対象施設の点検・補修、抜柱・入線等についての協議・調整について特に秀でて優れている。</p>